

ハラスメントを受けたら？

自分が**不快**だと思っ
ていることを**相手**
に伝えましょう。



いやなことを
されたら
すぐ**周囲の人**に
話しましょう。

あなたの受けた
ハラスメントについて
記録を
つけておきましょう。

自分を責める必要はありません!
相談窓口にすぐ連絡しましょう!
プライバシーは厳守されます。

どこに相談したらよいのでしょうか？

被害を受けたと思われる人は、一人で悩まないで
下記の連絡先にご遠慮なく、ご相談ください。
プライバシーは厳守されます。

相談員連絡先

所属する学部(研究科)にこだわらず、自由に連絡を取ってください。

氏名	所属	電話番号(059)	大学内線	メールアドレス
酒井 恵子(人文)		231-9700	9700	ksakai@human.mie-u.ac.jp
内野 広大(人文)		231-9168	9168	uchino@human.mie-u.ac.jp
國仲 寛人(教育)		231-9241	9241	kuninaka@edu.mie-u.ac.jp
林 朝子(教育)		231-9209	9209	hayashia@edu.mie-u.ac.jp
及川 伸二(医学)		231-5182	6598	s-oikawa@doc.medic.mie-u.ac.jp
竹内佐知恵(医学)		231-5094	6221	s-takeuchi@nurse.medic.mie-u.ac.jp
正直花奈子(工学)		231-9904	9904	k.shojiki@elec.mie-u.ac.jp
勝又 英之(工学)		231-9425	9425	hidek@chem.mie-u.ac.jp
岡島 賢治(生物)		231-9586	9586	okajima@bio.mie-u.ac.jp
梅川 藍里(生物)		231-9559	9559	midoriumekawa@bio.mie-u.ac.jp
安食 和宏(地域イ/ハ)		231-9108	9108	ajiki@human.mie-u.ac.jp
加賀谷安章(地域イ/ハ)		231-9653	9653	kagaya@gene.mie-u.ac.jp
瀬戸美奈子(教養教育)		231-9327	9327	sminako@ars.mie-u.ac.jp
加納 岳拓(教養教育)		231-9287	9287	kano@ars.mie-u.ac.jp
松原 貴子(病院)		231-5764	5764	taka-matsu@clin.medic.mie-u.ac.jp
樫本 香苗(病院)		231-5018	6453	pantiroz@gmail.com
早川ひろみ(附幼)		227-1711	-	mokuren@fuzoku.edu.mie-u.ac.jp
鳥居 純樹(附特)		226-5193	-	torii@fuzoku.edu.mie-u.ac.jp
栗田 聡子(国際セ)		231-9203	9203	skurita@cie.mie-u.ac.jp
水谷 泰子(病院)		231-5184	5725	yasuko-m@clin.medic.mie-u.ac.jp
加藤 隆史(病院)		231-5407	5580	katou-ce@clin.medic.mie-u.ac.jp
河村 俊男(学務)		231-9059	9059	gakusei-1@ab.mie-u.ac.jp
谷 仁(事務局)		231-9007	9007	homu-s@ab.mie-u.ac.jp

※相談員は交代する場合があります。最新の相談員名簿は、三重大学ホームページの「教職員用ページ」→各チームからのお知らせ「人事労務チームからのお知らせ」→「ハラスメント相談員」または「在学生用ページ」→様々な相談「ハラスメントの相談」→「ハラスメント相談員の一覧」をご確認ください。

学外連絡先

三重県人権センター 人権相談

受付(月~金)9:00~17:00 TEL:059-233-5500

フレンテみえ(三重県男女共同参画センター)

(月曜日休館) TEL:059-233-1133

フェミニストサポートセンター・東海

TEL:052-979-0350

三重県警察本部(警察安全相談電話)

TEL:059-224-9110

ハラスメントのない大学を目指して



ハラスメントとは？

男女を問わず他の人を
**不快にさせる
すべての言動**
を
いいます。

ハラスメントに
該当するかどうかは
基本的には言動の
**受け手がそれを
不快に感じるか
どうか**
によって決まります。

ハラスメントは個人を
傷つけるだけでなく、
教育・研究などの
**大学環境を
損なう
人権侵害行為**
です。



ハラスメントの定義

三重大学では、国立大学法人三重大学におけるハラスメントの防止及び対策に関する規程第2条において「ハラスメント」とは、人種、国籍、民族、性別、出身地、宗教、政治的信条、年齢、職業、身体的特徴等広く人格にかかわる事項又は教育・研究若しくは就学、就労にかかわる事項において、相手の意に反する不適切な言動により、相手に不利益を与えたり、人としての品位と尊厳を損なわせるすべての言動と定めています。

ハラスメント言動とは？

言葉によるセクシュアル・ハラスメント

講義の最中、A教授はいつも**性的な冗談を言ったり**、学生の**身体的特徴を話題にしたり**する。女子学生の一人が笑わないでいると「君には冗談が通じないね。**女は困ったものだ**」と言った。彼女は抗議したかったが、単位認定にひびくのを恐れて我慢している。

言葉によるハラスメントとしては「**いかがわしい冗談**」の他にも「**固定的な性別役割意識に基づく言葉**」や「**肉体的な冗談、性行動、性的好みに関する不適切な言葉**」等があります。性的なからかい、冷やかし、中傷もこれに相当します。



行動によるセクシュアル・ハラスメント

EとFは同じクラブの先輩と後輩である。EはFに**しつこく交際を迫った**が断られた。しかし、Eは諦めきれず、**毎晩Fの携帯に電話をしたりEメールを送ったり**してきた。その後、**EはFの後をつけ回すようになり**、Fはすっかりおびえてしまっている。

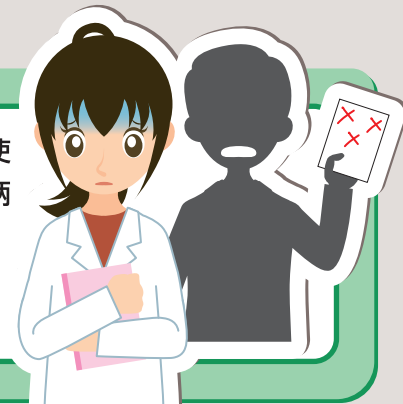
相手に不快感を与えるようなしつこい誘いはハラスメントにあたります。また、**ストーカー的な行動は許されません**。



研究活動や教育指導に関連したハラスメント

大学院生のGはH指導教授に研究成果を勝手に使われ、抗議すると「**修了できなくてもいいんだね**」と言われ、どうしたらいいか困惑している。

他人（学生）の研究成果を不当に使用することや、評価に無関係な事柄を成績や評価に結びつける発言をすることは**アカデミック・ハラスメント**に該当します。



就労に関連したハラスメント

中堅職員のBは、仕事上のミスを上司であるC部長から**人前で「こんなこともできないのか」、「給与泥棒」と激しく叱責**され、いつも怒られないかと怯えながら仕事をしている。

人前で激しく部下を叱責することや人格まで否定するような暴言を吐くことは**パワー・ハラスメント**になりうる言動です。

